

支え合いの制度 国民健康保険 みんなの保険税にささえられています。

国保制度は
ユイマール
制度

国民健康保険は、病気やケガなど、いざというとき安心して医療機関で治療を受けることができるよう、加入者全体で国保税を出し合い医療費を負担しあう相互扶助(ユイマール)の制度です。国保税の支払いが遅れ滞納したままですと、国保財政を圧迫し、事業運営に重大な支障をきたすこととなります。



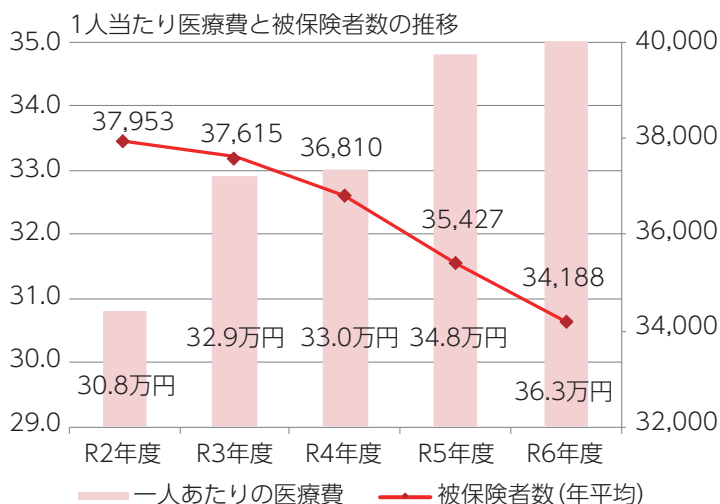
被保険者の皆様には、国保事業の貴重な財源となっている
国保税の納期限内納付をお願いします

本市の状況

- ・被保険者数は減少のなか、1人あたりの医療費は増加傾向です。
- ・国保税現年度収納率94.19%で対前年比0.32ポイント上昇も11市平均を下回っています。

医療費の適正化にむけて

- ・医療費が増えると国保の財源が圧迫され、保険税の引き上げを招くことがあります。
- ・特定検診を受診し、生活習慣病を早期に見つけ、重症化を防ぐことで医療費の適正化に繋がります。



国保税を滞納したら…

1

病気やケガなど、いざというときの病院受診が全額自己負担になる場合があります。



2

法律により、財産(給与、預貯金、不動産、動産など)の滞納処分(差し押さえ)を受ける場合があります。



保険税の納付が困難な方は、 早めの相談を



- 災害や病気などで著しく所得の減少があった場合、申請による減免制度があります。
- 納付が困難な場合は、猶予制度があります。



令和7年度 うるま市国民健康保険収納対策緊急プランに基づき、
国保税の未納者に対する指導を強化しています。詳細はこちら▶

